

# 戸籍に振り仮名が記載されます

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました。

中標津町に本籍を置く方には、令和7年8月中旬に、戸籍に記載される予定の「**仮の振り仮名**」を通知いたします。



通知の振り仮名が正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。

通知の振り仮名に誤りがあるときは、中標津町役場住民保険課戸籍住民係に届出を行なって下さい。

戸籍に記載する予定の**フリガナの通知**が届きます

誤っている場合は  
**必ず届出をしてください**

戸籍に記載される振り仮名の通知書

〇〇県〇〇市長 印

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍 〇〇県〇〇市〇〇12345番

【氏の振り仮名】

氏	法務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

①	名	太郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ

①～④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)



正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！

振り仮名の届出は「**マイナポータル**」からも行うことができます！

(ログイン後トップページから「証明書」すべて見る ⇒ 「戸籍」 ⇒ 「手続き」戸籍のフリガナ申請)

## 詐欺にご注意!!

フリガナの届出に、お一人あたり  
〇万円振り込んでください



フリガナの届出をしないと、罰金を  
払わないといけませんよ!!



え？そうなの？



### フリガナの届出に手数料はかかりません！

### フリガナの届出をしなくても、罰則はありません！

【お問い合わせ先】

≪法務省コールセンター≫

0570-05-0310

≪中標津町役場住民保険戸籍住民係≫

0153-74-0846

戸籍の振り仮名制度についての詳細は、  
法務省HPでもご案内しています。  
(右のQRコードをスキャン)

